

【投信調査コラム】

日本版ISAの道 その161

金融行政方針の具体的重点施策として重視される「積立・分散投資」、「NISA」、「フィデューシャリー・デューティー/顧客本位」

商品企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。



「金融レポート」と似る「金融行政方針」が話題

「金融行政方針」が話題だ。「金融行政方針 “強い地銀”へ迫る覚悟」(10月22日付産経新聞朝刊)、「(金融行政方針では)将来性がある企業や、地域に不可欠な企業であっても、担保や保証がないばかりにお金を借りられない。そんな状況を『日本型金融排除』と名付け、実態を調べる。…(略)…『優良な取り組み』をしている金融機関は、金融庁が公表・表彰」(10月25日付朝日新聞朝刊)、「『フィデューシャリー・デューティー(受託者責任)』。金融庁は行政方針として『金融機関は顧客本位の業務運営に努めるべきだ』との理念を打ち出した。信託銀に当てはめれば、受益者の代表である機関投資家としての機能強化だ。」(10月24日付日本経済新聞朝刊)、「金融機関に『顧客本位』要求 金融庁方針 ノルマを問題視。…(略)…。個人の金融資産を増やすことを大きな柱に、金融機関に対して手数料目当てのビジネスに偏重することなく、顧客に適した金融商品の販売・開発に力を入れるように求める。」(10月22日付読売新聞朝刊)——(URLは後述[参考ホームページ]参照)。

「金融行政方針」は従来「検査基本方針」だったものが、2013年に水平的レビューの「金融モニタリング基本方針」となり、2014年に監督方針と統合、そして、2015年に金融庁の全部局の指針を網羅して出来た方針である。

金融モニタリング基本方針・金融モニタリングレポート及び金融行政方針・金融レポート(時系列) *水色は方針、ピンク色はレポート、赤字はNISAに関する事項
※1: 事務年度は当該年の7月からその翌年6月で、平成28事務年度であれば、2016年7月～2017年6月。 2016年10月21日現在

公表日	事務年度	名称	金融庁長官	備考 (NISAや資産運用に関する項目等)
2013年9月6日	平成25事務年度 (2013年7月～2014年6月)	金融モニタリング基本方針	畑中龍太郎 (はたなか・りゅうたろう) 金融庁長官 (2011年8月～2014年7月)	初の「金融モニタリング基本方針」(従来は「検査基本方針」。同時に監督方針も公表)。初の「水平的レビュー」(複数の金融機関に対して、特定のテーマにかかる取組状況を、統一目線で横断的に検証するモニタリング手法)。「NISAへの対応等」が検証項目に。
2014年7月4日		金融モニタリングレポート		初の金融モニタリングレポート(前年9月公表の金融モニタリング基本方針に基づき行った平成25事務年度の金融モニタリングの主な検証結果や課題をとりまとめたもの)。 米国DCや英国ISAでの投信を利用した積立・分散投資を紹介。 個人の安定的な資産形成に投信が重要とする一方、目先の手数料稼ぎを目的とした投信の短期間の回転売買を厳しく指摘。
2014年9月11日	平成26事務年度 (2014年7月～2015年6月)	金融モニタリング基本方針 (監督・検査基本方針)	細溝清史 (ほそみぞ・きよし) 金融庁長官 (2014年7月～2015年7月)	検査と監督で各々示していた基本方針(*金融モニタリング基本方針と監督方針)を統合。初めてフィデューシャリー・デューティー(以下「FD」という)が登場。FDは「他者の信託を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称」と説明。投信に関して「商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(FD)を実際に果たすことが求められる」や「NISAの制度趣旨を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売態勢の構築を促す」等。
2015年7月3日		金融モニタリングレポート		積立投資と一括投資の10年分リターン検証結果に基づき、若い資産形成層や投資初心者にとって、 NISAによる積立投資は有益な手法 と説明(コラム 積立投資)。短期間の乗換え売買が継続、投信販売では「依然として、販売手数料が高く、リスクの比較的高い商品が販売上位を占めている」と、顧客のニーズや利益よりも販売会社のニーズが優先される現状を問題。米国の投信販売手数料低下は、DC経由の購入増とフィービジネスへのシフト等と指摘。
2015年9月18日	平成27事務年度 (2015年7月～2016年6月)	金融行政方針		初の金融行政方針(金融機関の検査・監督方針に加え、企画部門や国際部門など金融庁の全部局の指針を網羅)。 家計の中長期の安定的資産形成を促す観点から、NISAの更なる普及と制度の発展。 FDの徹底として、投資信託・貯蓄性保険商品等での手数料透明化、顧客の利益に合う商品の組成・運用・提供等。金融機関による資産運用の高度化の促進等。中長期・グローバルな分散投資の促進。FinTechへの対応が重点施策に初設定。
2016年9月15日		金融レポート	森信親 (もり・のぶちか) 金融庁長官 (2015年7月～現在)	初の金融レポート(前年9月に策定した金融行政方針の進捗状況や実績を評価し次年度の金融行政方針へ反映させるためのレポート)。「貯蓄から資産形成へ」。 導入2年経過したNISA制度の効果検証結果が公表。 少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及が課題に。金融機関における顧客本位の業務運営の重要性を指摘(FDという言葉の使用は1回)。FinTechへの制度面の対応は、金融審議会でき引き続き課題検討。
2016年10月21日	平成28事務年度 (2016年7月～2017年6月)	金融行政方針		証券取引等監視委員会が金融行政方針に基づく「証券モニタリング基本方針」(従来は「証券検査基本方針」)を公表し、金融庁と一体で業者を監視する体制に転換する事とした(2016年10月25日公表)。証券検査年度も金融行政方針に合わせ、当該年の7月からその翌年6月とする事とした(従来は当該年の4月から翌年3月)。少額からの長期・積立・分散投資の促進(NISAの利用増・積立NISA実現など)、投資教育の実施、金融機関等による「顧客本位の業務運営」(FD)の確立と定着(手数料の明確化・商品のリスクの所在等の説明の改善等)、金融庁が地銀のビジネスモデル検証に積極的に関与する方針を明示。

(出所: 金融庁のホームページより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

金融行政方針の具体的重点施策として重視される「積立・分散投資」、「NISA」、「フィデューシャリー・デューティー/顧客本位」

「金融行政方針」は2016年10月21日(金)に金融庁が公表した「平成28事務年度の金融行政方針」の事で、金融行政が目指すものを明確にし、今後1年間の方針を示すものである(URLは後述[参考ホームページ])。「事務年度」は当該年の7月からその翌年6月で、「平成28事務年度」であれば、2016年7月～2017年6月となる。前回コラムで取り上げた「金融レポート(平成27事務年度金融レポート)」と似ている(2016年10月24日付日本版ISAの道 その160及び金融庁のホームページ参照～URLは後述[参考ホームページ])。

事務年度が違う事でわかるが、「金融行政方針」に基づいて行われた1年間の取組について、進捗状況や実績を評価しまとめられるのが「金融レポート」である。1カ月前の9月15日に金融庁が公表した「平成27事務年度(2015年7月～2016年6月)金融レポート」は、前年2015年9月18日に公表された「平成27事務年度金融行政方針」に基づくレポートと言う事である(金融レポートについては2016年10月24日付日本版ISAの道 その160参照～URLは後述[参考ホームページ])。「金融レポート」は翌年度の「金融行政方針」にも反映される。

「金融行政方針」に具体的重点施策と言うものがあるが、これは当該事務年度において検証や課題検討が優先して進められ、法改正や制度整備などの措置が行われる事もあるもの。

「平成28事務年度金融行政方針」の具体的重点施策には、先述の通り、地銀にビジネスモデル構築を促す様な事も出てはいるのだが、前半に出ている「積立・分散投資」や「少額投資非課税制度(以下、NISA)」、そして「フィデューシャリー・デューティー(以下、FD)」の方が目立っている様に思われる。

FDとNISAは、前事務年度の金融行政方針でも取り上げられており、金融行政方針以前の「金融モニタリング基本方針」にもあり、実際にかかなり重視されている様だ。そこで今回は、FDやNISA、投信や積立について、この金融行政方針・金融レポートを振り返り、改めて考える事とする。

「平成28事務年度金融行政方針」の具体的重点施策(主なもの、順番と連番はオリジナルと同じ) 2016年10月21日現在

活気ある資本市場と安定的な資産形成の実現	家計	(1) 少額からの長期・積立・分散投資の促進のためのNISAの改善・普及 国民の間に少額からの積立・分散投資による資産形成を広く普及させるため、現行のNISAよりも年間投資額を少額としつつ、非課税投資期間をより長期とする「積立NISA」の実現をはじめ、NISAの改善・普及に向けた取組を進める。
		(2) 投資初心者等を主な対象とした実践的な投資教育の促進と情報提供 家計自らが投資に必要な適切な判断を行うことができるよう、特に投資初心者を中心に、実践的な投資教育を様々な方法・チャネルを通じて推進していく。このため、外部有識者の知見を借りながら、投資初心者をはじめとする家計向けの実践的な投資教材を作成し、活用を促進を図る。また、家計による資産形成の有力なツールである投資信託等について、投資家が個々の商品と比較・検討し、良質な商品を選択することが容易になるよう、商品比較情報等を易く提供するためのウェブサイトの構築等を検討する。
		(3) ETF等の投資商品の提供 少額からの積立・分散投資を促進する上で、本来、上場投資信託(ETF)は有用な金融商品であるが、現状では、個人投資家のみならず機関投資家の利用も十分ではなく、流動性の乏しい銘柄も少なからず存在するほか、積立投資の場合、購入の都度販売手数料が発生する等の課題があり十分に活用されていないとの指摘がある。これらを踏まえ、金融審議会において、家計の安定的な資産形成に資するよう、ETFを巡る課題とその改善策について検討する。
機関投資家	(4) 金融機関等による「顧客本位の業務運営」(フィデューシャリー・デューティー)の確立と定着	
	(5) 機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上 ・運用機関における顧客本位の活動を確保するための、運用機関とその系列親会社等との関係から生じ得る利益相反の管理や運用機関のガバナンスの強化 ・運用機関等が最終受益者への説明責任を果たし透明性を向上するための、議決権行使結果の開示の充実 ・パッシブ運用におけるエンゲージメント(対話)の促進、など	
市場の公正性・透明性の確保に向けた取組の強化	資本市場	(6) 資本市場の活性化・利便性向上
	市場の公正性・透明性の確保に向けた取組の強化	(1) 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化 (2) 会計監査の質の向上 (3) 開示及び会計基準の質の向上 (4) 市場のインフラ・システムの頑健性の確保
金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保等	預金取扱金融機関	(1) 金融仲介機能の質の向上 ・「日本型金融排除」の実態把握 ・ファンドによるエクイティ性資金の活用状況の実態把握 ・金融機関に対し、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、その金融仲介機能の発揮状況について、積極的かつ具体的に開示するよう促す。 ・金融機関の事業性評価に基づく融資や本業支援等の組織的・継続的な取組について、優良な取組を行っている金融機関を公表・表彰する。 など
	保険会社	(2) 金融システムの健全性維持 「各保険会社や保険募集人において顧客本位の取組が行われているか、その対応状況等について確認する。」等
	金融商品取引業者等	(1) 証券会社 (2) 外国為替証拠金取引業者(FX業者) (3) 適格機関投資家等特別業者 (4) 第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者 (5) 信用格付業者
	ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険	
	貸金業	
国際的な課題への対応	IT技術の進展による金融業・市場の変革への戦略的対応	(1) FinTechへの対応 (2) サイバーセキュリティの強化 (3) アルゴリズム取引等への対応
	国際的な課題への対応	(1) 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言 (2) IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献 (3) 国際的なネットワーク・協力の強化

(出所: 金融庁のホームページより三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

平成 25・26 事務年度に金融モニタリング基本方針が初めて登場、初の水平的レビュー、NISA への対応等が検証項目に

「金融行政方針」以前の「金融モニタリング基本方針」公表は、平成 25 事務年度(2013 年 7 月～2014 年 6 月)に従来の「監督方針」と「検査基本方針」の同時公表に変わって始まった(翌平成 26 事務年度まで、毎年 9 月に策定・公表)。平成 25 事務年度は、従来の金融検査が抜本的に見直され、初めて「水平的レビュー」と言うモニタリング(検査)手法が採用された時である(*水平的レビュー…複数の金融機関に対して、特定のテーマにかかる取組状況を、統一目線で横断的に検証するモニタリング手法)。立ち入り検査に加えて、新しく金融機関からの報告資料やヒアリング情報の詳細分析、金融機関の動向をリアルタイムで把握する等、取組強化の方針が出されたのである。この方針に基づいて行われた1年間の金融モニタリングの主な検証結果や課題がまとめられ 2014 年 7 月 4 日に初の「金融モニタリングレポート」として公表された。

2014 年 1 月には日本で NISA が導入され、NISA 投資の 6 割が投信であった。「金融モニタリングレポート」では、米国の確定拠出年金(DC)や日本が NISA で模範とした英国の ISA では投信を利用した積立・分散投資が行われていると言う海外の事例が紹介されて、個人の安定的な資産形成に投信が重要とされたのである。一方、投信販売における現状、特に商品の乗り換え推奨による 2・3 年という短期間での回転売買に厳しい指摘がされていた。

平成 26 事務年度の金融モニタリング基本方針でフィデューシャリー・デューティー登場

「フィデューシャリー・デューティー(以下、FD)」と言う言葉が初めて登場したのが、平成 26 事務年度(2014 年 7 月～2015 年 6 月)である。9 月公表の金融モニタリング基本方針において、FD は「他者の信認を得て、一定の任務を遂行すべき者が負っている幅広い様々な役割・責任の総称」と説明されている。投信に関しては「商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関がその役割・責任(FD)を実際に果たすことが求められる」ことや、「NISA の制度趣旨を踏まえた金融商品の提供及び適切な勧誘・販売態勢の構築を促す」等とされた。その年の「金融モニタリングレポート」では、積立投資の効果検証がされ、積立投資と一括投資をした場合の各々 10 年分のリターン結果が公開、NISA を活用した積立投資は若い資産形成層や投資初心者にとって有益な手法であると説明されている。

平成 27 事務年度は「貯蓄から資産形成へ」、平成 28 事務年度は顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デューティー)

平成 27 事務年度(2015 年 7 月～2016 年 6 月)から金融行政方針となる。FD の浸透・実践として、投信だけでなく貯蓄性保険商品等の商品開発、販売、運用、資産管理それぞれに携わる金融機関等が、真に顧客のために行動しているかを検証すると共に、この分野における業者や自主規制団体等の積極的な取組みを支援する事で、FD の徹底を図るとされた。

NISA について、特に若年層の浸透を図る事とされ、2016 年は(成人)NISA が導入から 2 年経過、ジュニア NISA が始まり、NISA の効果検証がされた(後述アンケートおよび 2016 年 10 月 21 日付金融庁公表の「NISA 制度の効果検証結果」について参照、URL は後述[参考ホームページ])。

「金融レポート」(2016 年 9 月 15 日公表)では「貯蓄から資産形成へ」という言葉が強調されている(*貯蓄から投資でないことに注目)。長期・積立・分散投資の効果が強調され、少額からの積立・分散投資の促進のための NISA の改善・普及が課題とされている。

また、FDについては、「金融レポート」において「金融審議会がFDに関する議論を開始」と1回だけの使用にとどまり、金融機関は「顧客本位の業務運営が行われることが重要」とされた事でフェードアウトしたかの様にも見えた。ただ、これについては、先述通り、最新平成 28 事務年度の「金融行政方針」具体的重点施策において「金融機関等による『顧客本位の業務運営』（フィデューシャリー・デューティー）の確立と定着」との記述があり、「実は『金融庁はFDの旗を降ろす方針を固めた』（大手シンクタンク）との見方がある。これから公表する資料などからも『FDという言葉が姿を消し、顧客本位などの表現に置き換わる』（同）ことになりそうだ。」（10月21日付日本経済新聞電子版～URLは後述[参考ホームページ]）と報じられている事から、今後は顧客本位の業務運営がされているかが検証される事になると思われる。

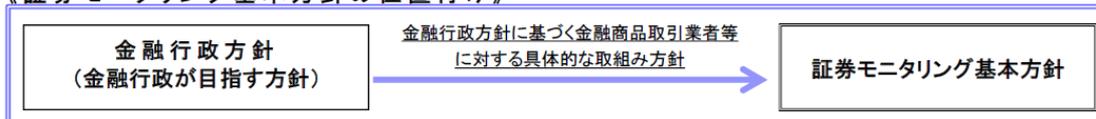
最新平成 28 事務年度は「積立 NISA の実現」が NISA 改善の筆頭に。 さらに、証券取引等監視委員会が金融庁と一体で業者を監視する体制に転換

平成 29 年度税制改正要望(2016 年 8 月 31 日公表)で金融庁は NISA の積み立て版「積立 NISA」創設を盛り込んだ(積立 NISA は、現行 NISA に比べて年間投資額が少額で非課税投資期間をより長期とするものだ。詳しくは 2016 年 9 月 5 日付日本版 ISA の道 その 155 及び 10 月 3 日付日本版 ISA の道 その 158 参照～URL は後述[参考ホームページ])。その 50 日後に公表された、最新平成 28 事務年度の「金融行政方針」(2016 年 10 月 21 日公表)を見ると、前々頁の通り、NISA 改善の第一に「積立 NISA」が挙げられ、実現に向けて取組みを進めるとされている。「積立 NISA」構想は、突然のような印象が持たれたが、実は、2 年超も前の 2014 年 7 月公表の金融モニタリングレポートで米国 DC や英国 ISA で投信を利用した積立・分散投資が行われていると紹介されたのに始まり、積立手法の有効性を多角的に検証される等を経てのものである。

ところで、2016 年 10 月 25 日(火)には証券取引等監視委員会が「平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針」を公表した。証券取引等監視委員会は金融行政方針で掲げられている考え方、取組みに基づく「証券モニタリング基本方針」(従来は「証券検査基本方針」)を公表し、金融庁と一体で業者を監視する体制に転換する事とした(URL は後述[参考ホームページ])。尚、証券検査年度も金融行政方針に合わせ、当該年の 7 月からその翌年 6 月とする事とした(従来は当該年の 4 月から翌年 3 月)。

平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント

《証券モニタリング基本方針の位置付け》



《証券モニタリングの取組み方針》

[証券モニタリングの役割]

- 市場の公正性・透明性を確保し投資者の保護を図るため、証券モニタリングを通じて、金融商品取引業者等が自己規律に立脚し、法令や市場ルールに則した業務運営を行うとともに、ゲートキーパーとしての機能を発揮するなど、市場仲介者としての役割を適切に果たすよう促す。

➡ 投資者が安心して投資できる環境の確保

[基本的な取組み方針]

(これまでの取組み)

- オンサイトによる検査により、法令遵守態勢等に重点を置いて検証

< 環境の変化 >

- ✓ 延べ約 8,000 社に及ぶ対象業者
- ✓ 商品・取引の多様化・複雑化
- ✓ 少子高齢化による顧客基盤の変化等

➡ (今後の取組み)

- 全ての金融商品取引業者等に対し、オンサイト・オフサイトの一体的なモニタリングを実施
- ビジネスモデルの分析、それを支えるガバナンスの有効性やリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントの実施
- リスクベースでのオンサイト先選定

※ 証券検査年度の変更: 4 月～翌 3 月 ⇒ 7 月～翌 6 月

証券モニタリング基本方針」(従来は「証券検査基本方針」)を公表し、金融庁と一体で業者を監視する体制に転換する事とした(URL は後述[参考ホームページ])。尚、証券検査年度も金融行政方針に合わせ、当該年の 7 月からその翌年 6 月とする事とした(従来は当該年の 4 月から翌年 3 月)。

(出所: 2016 年 10 月 25 日付証券取引等監視委員会「平成 28 事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント」)

《規模・業態別の主な検証事項》

- 大手証券会社グループ ⇒ ビジネスモデルの動向(含む海外拠点)、それを支えるガバナンス機能、リスク管理態勢等の適切性に重点を置いたモニタリングを実施し、フォワードルッキングな観点から、グループ全体の課題や業務運営上のリスクについて検証。
- 大手証券会社グループ以外の証券会社 ⇒ 顧客基盤や収益構造の変化を分析するとともに、証券会社の規模・特性に応じて、業務運営の適切性について検証。/地域証券会社については、取り扱う商品のリスクの所在を十分検討しているか等について検証。
- 外国為替証拠金取引業者(FX業者) ⇒ 外国為替市場に大きな影響を与えるイベントが発生した場合に備えた投資者保護上の措置及びFX業者自身のリスク管理態勢の整備状況について検証。
- 投資運用業者 ⇒ 投資運用業者自身のガバナンスの構築状況、運用するファンドのガバナンスの構築状況等について実態把握を行い、今後の効果的なモニタリングを行うためのベンチマークの策定を行っていく。
- 投資助言・代理業者 ⇒ 顧客に誤解を生じさせる広告や虚偽の説明による勧誘の有無等について検証。
- 第二種金融商品取引業者 ⇒ 出資対象事業の実態や出資金の適正な運用・管理について検証。
- 適格機関投資家等特例業務届出者 ⇒ 出資対象事業の実態や出資金の適正な運用・管理について検証、特に改正金融商品取引法施行後(平成28年3月1日以降)の業務運営状況について重点的に検証。
- 無登録業者 ⇒ 187条調査権限を適切に活用するなど、引き続き厳正に対処。
- 業態横断的なテーマ別モニタリング ⇒ 顧客本位の業務運営、サイバーセキュリティ対策、高速取引注文の増加を踏まえた売買審査の実施状況等について実態把握。

《オンサイト・モニタリング》

- 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証。
- 問題が認められた場合には、法令等違反行為の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明し、実効性ある再発防止策の策定に役立てていく。

《関係機関との連携》

- 証券モニタリングと自主規制機関による監査・検査の役割・連携について検討。

《証券モニタリング後のフィードバック》

- 証券検査結果事例集等を通して、モニタリングにおいて把握した問題点等についてわかりやすく情報発信。

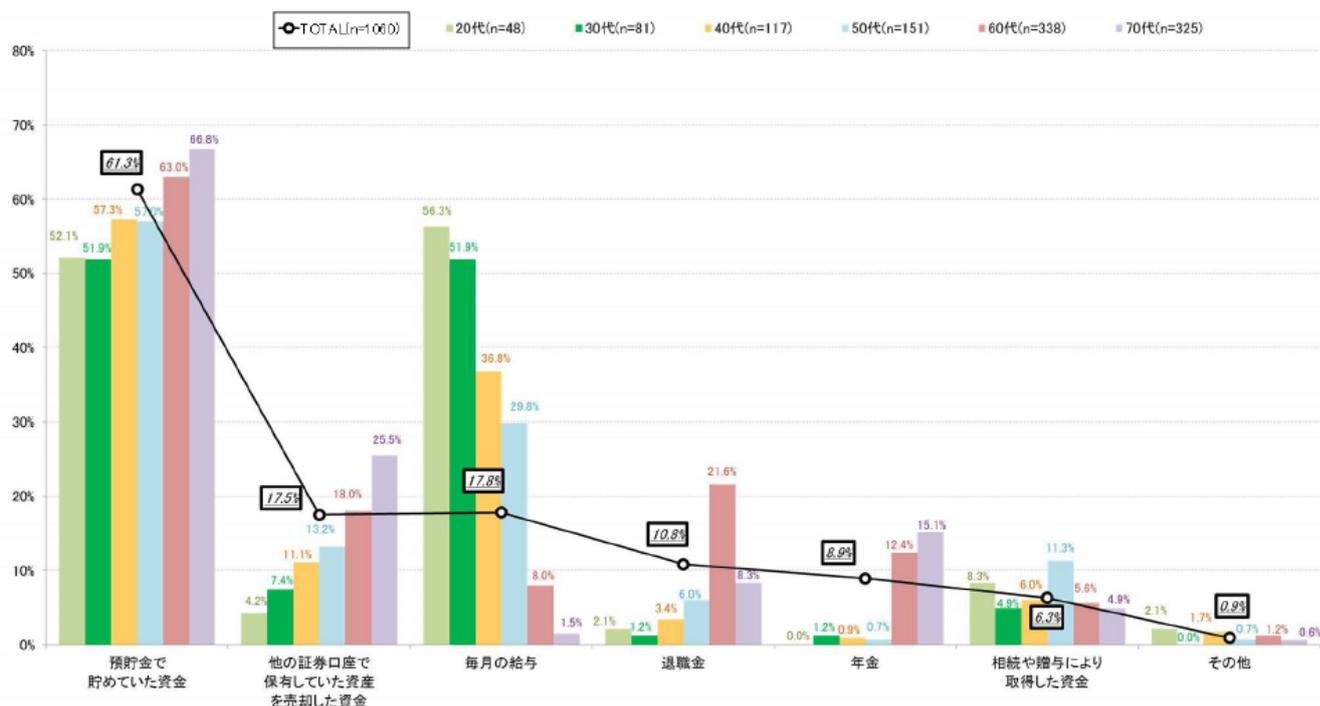
(出所: 2016年10月25日付証券取引等監視委員会「平成28事務年度 証券モニタリング基本方針のポイント」)

NISA口座開設者の4人に1人がNISAで積立投資を実施

金融行政方針が公表された2016年10月21日(金)、金融庁より「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査結果報告書」が公表された(*日本全国の20~79歳の男女1万人が対象で2016年2月実施。URLは後述[参考ホームページ])。NISAを利用した事の無い人も含め、「全体の約4割(42.5%)が積立預金や財形貯蓄などの積立貯蓄をしている」と回答、全体の1割半程度(15.8%)がNISA口座を開設済みであり、口座開設者の約6割が実際にNISA投資を行い、「4人に1人がNISAで積立投資を行っていた」(*NISA投資を行っているのは全体の約1割で、NISAで積立投資を行っている人は全体の4%)。

また、「NISA投資の資金の拠出元については、6割が預貯金」で最も高く、次いで「毎月の給与」(17.8%)、「他の証券口座での保有商品の売却資金」(17.5%)の順で、貯蓄(預貯金)から投資への流れが見られた(左のグラフ)。さらに、NISA制度の改善点として最も多かった回答は「非課税期間の無期限化」(42.8%)、次いで「制度の恒久化」(31.8%)だった。

<口座運用資金の拠出元> ※NISA口座での投資実施者ベース



(出所: 2016年10月21日付金融庁『国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査(2016年2月)』-結果報告書)

以上だが、金融行政方針の具体的重点施策と言う、とても堅い話だったが、金融庁が如何に「積立・分散投資」、「NISA」、「フィデューシャリー・デューティー/顧客本位」を重視しているかが分かる。

金融機関等はぜひとも、こうした金融庁の方針や意図に沿って、国民の間に少額からの積立・分散投資による資産形成を広く普及させる事を「顧客本位の業務運営」(フィデューシャリー・デューティー)で達成して欲しいものである。

以上

[参考ホームページ]

10月22日付産経新聞朝刊【金融行政方針】金融庁、“強い地銀”へ迫る覚悟…

「<http://www.sankei.com/economy/news/161021/ecn1610210033-n1.html>」、

10月25日付朝日新聞朝刊(社説)金融行政方針 目的に異論はないが…「<http://editorial.x-winz.net/ed-30389>」

10月24日付日本経済新聞朝刊「信託銀70歳どこへ向かう 金融庁が兼営に疑念」…

「http://www.nikkei.com/article/DGXLZO08689710T21C16A0NN7000/?n_cid=SPTMG002」、

10月22日付読売新聞朝刊「金融機関に『顧客本位』要求…金融庁方針 ノルマを問題視：読売プレミアム」…

「http://premium.yomiuri.co.jp/pc/#/news_20161022-118-OYTPT50055/list_NEWS%25fMAIN」、

2016年10月21日付金融庁「平成28事務年度 金融行政方針」…「<http://www.fsa.go.jp/news/28/20161021-3.html>」、

2016年10月24日付日本版ISAの道 その160「金融レポートで金融庁が訴える積立投資の有効性を、5年、10年、15年、そして、積立NISAの非課税期間20年で検証」…「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_161024.pdf」、

2016年9月15日付金融庁公表「平成27事務年度金融レポート」…

「<http://www.fsa.go.jp/news/28/20160915-4.html>」、

2013年9月6日付金融庁「平成25事務年度 金融モニタリング基本方針」…「<http://www.fsa.go.jp/news/25/20130906-3.html>」、

2014年7月4日付金融庁「平成25事務年度 金融モニタリングレポート」…「<http://www.fsa.go.jp/news/26/20140704-5.html>」
2014年9月11日付金融庁「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)」…
「<http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html>」
2015年7月3日付金融庁「平成26事務年度 金融モニタリングレポート」…「<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150703-2.html>」
2015年9月18日付金融庁「平成27事務年度 金融行政方針」…「<http://www.fsa.go.jp/news/27/20150918-1.html>」
2016年10月21日付金融庁「NISA制度の効果検証結果」…「<http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20161021-1/01.pdf>」
2016年10月21日付金融庁「『国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査(2016年2月)』-結果報告書-の公表について」…
「<http://www.fsa.go.jp/common/about/research/20161021-1.html>」
2016年10月21日付日本経済新聞電子版「『FD』が消えても問われる、金融機関の顧客本位」…
「<http://www.nikkei.com/article/DGXMZO08508790Y6A011C1000000/>」
2016年9月5日付日本版ISAの道 その155「税制改正要望で『積立NISA創設』やNISA恒久化等!~『積立NISA』の20年にわたる
検証とバランス型ファンド・非毎月分配型ファンドの純資産・純設定推移~」…「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160905.pdf」
2016年10月3日付日本版ISAの道 その158「NISAに関する主な税制改正要望の理解~2018年問題対応、『長期・積立・分散投資』
をすすめたい金融庁の積立NISA(英国ではライフタイムISA)、ジュニアNISAの引き出し年齢制限緩和、スイッチング可による投信の保有
期間長期化~」…「http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_161003.pdf」
証券取引等監視委員会「平成28事務年度 証券モニタリング基本方針」…
「http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20161025-2.htm」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご留意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。